

6月13日 東京地本は本部に

**「新たなジョブローテーションの実施」に関して、
組合員の声を基にした基本要件に向けた『東京地本(案)』
を提出しました！
～その2～**

【安全・異常時対応・技術継承について】

7. 技術継承の課題がある中、鉄道事業を円滑に運営していくためにも、以下の担務に属している社員については、10年を上限とした同一箇所、同一担務の対象とせず、経験労働を重要視する体制を取ること
 - ①信号・操車を担当する社員
 - ②運転士の指導担当・指導操縦者・転換修了者
 - ③車掌の指導担当・技術指導担当
 - ④事務担当
8. 保安装置や車種の違い、線区の特状を踏まえ、運転士の同一箇所、同一担務の従事期間に上限を設けないこと
9. 曜日や時間帯、天候による、お客さま流動の変化やバリアフリーなどの駅の特状を踏まえ、車掌の同一箇所、同一担務の従事期間に上限を設けないこと
10. 「新たなジョブローテーションの実施」に伴い安全性・異常時対応力を向上させるために以下の通りとすること
 - ①ワンマン運転拡大の進捗状況に合わせて駅から運転士への登用を実施すること
また、ワンマン運転の線区がない支社管内については当面は駅→車掌→運転士の順に養成を行うこと
 - ②運転士から駅へ異動する場合は「ライフサイクル深度化」の成果を踏まえ、輸送業務への異動を基本とすること
 - ③車掌から駅へ異動する場合は、運転適性を所持していることを有効に活用した業務への異動を基本とすること
 - ④車掌及び運転士の職名を「乗務係」「乗務指導係」「乗務主任」「乗務主務」に変更しないこと
「事務職」「技術職」に加えて「運輸職（仮称）」を新設し、運転士・車掌は「運輸職（仮称）」とすること
 - ⑤指導担当（運転・車掌）は適正のみならず、当該線区の単独乗務経験10年以上とし、指導操縦者・技術指導担当の経験を経て指定すること
 - ⑥運輸のプロについては、「ライフサイクル深度化制度」の成果を踏まえ、これまで以上に指導操縦者・指導担当として活用すること
 - ⑦指導操縦者は当該線区の単独乗務経験7年以上の運転士を指定すること
 - ⑧技術指導担当は当該線区の単独乗務経験5年以上の車掌を指定すること
 - ⑨現行の運転業務・車掌業務は人にしか出来ない業務であることを明確にし、乗務労働に集中できる環境を構築すること
 - ⑩運転士・車掌の育成を重視するため、乗務員区所への新人養成配属について運転士は年1回、車掌は年2回までとし、現行の規模程度とすること。また、育成期間・教育内容は現場の実態に合わせて行うこと
 - ⑪駅・車掌・運転士が適性検査を必要としない職種に就いた場合、将来の希望に沿って継続して適性検査を実施すること
 - ⑫駅の教育は、駅の規模や業務内容に応じて充分に行うこと
 - ⑬新幹線運転士は、高速運転という特殊性の中、瞬時の判断が必要になる。また、身体的負担も大きいことから高速適性検査を行うこと
 - ⑭新幹線の運転士と車掌を登用するにあたっては、社会的地位・責務があり、在来線との違いや特殊性を鑑み、それぞれ在来線の乗務を経験させること